

総合防災対策特別委員会記録

開催日時 令和元年6月17日(月) 13:02~14:28

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

山中 益敏 委員長
小泉 米造 副委員長
小村 尚己 委員
池田 慎久 委員
井岡 正徳 委員
小林 照代 委員
尾崎 充典 委員
山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 杉中 危機管理監 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

- (1) 令和元年度主要施策の概要について
- (2) 6月定例県議会提出予定議案について
- (3) その他

<会議の経過>

○山中委員長 ただいまより総合防災対策特別委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますのでご承知ください。

それでは、議事に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は何かとご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。私、山中と小泉米造議員がさきの5月臨時県議会におきまして正副委員長に選任されました。今後、委員各位並びに理事者のご協力、ご支援を得て、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

まず、今回、委員会構成がされて初めての委員会ですので、委員より自己紹介をお願いいたします。

○井岡委員 井岡です。よろしくお願いいたします。

○池田委員 自由民主党、池田慎久です。よろしくお願いいたします。

○小村委員 小村です。よろしくお願いいたします。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○尾崎委員 尾崎です。よろしくお願いいたします。

○小林（照）委員 小林です。よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

次に、理事者の紹介をお願いします。

なお、出席を求める理事者についてですが、さる5月27日の正副委員長会議で、お手元に配付のとおり決定されています。

それでは、危機管理監、地域医療連携課長、病院マネジメント課長、農村振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部次長、まちづくり推進局次長の順に自己紹介並びに関係各位の紹介をお願いします。

○杉中危機管理監 危機管理監の杉中です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、関係の次長、課長をご紹介します。

中西知事公室次長、防災担当、防災統括室長事務取扱です。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） よろしくよろしくお願いいたします。

○杉中危機管理監 鳥居知事公室次長、防災担当です。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） よろしくをお願いします。

○杉中危機管理監 向井消防救急課長です。

○向井消防救急課長 よろしくよろしくお願いいたします。

○杉中危機管理監 以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○通山地域医療連携課長 地域医療連携課長の通山です。よろしくお願いいたします。

○増田病院マネジメント課長 病院マネジメント課長の増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林農村振興課長 農村振興課長の小林です。よろしくお願いいたします。

○内田森林整備課長 森林整備課長の内田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○津風呂県土マネジメント部次長（技術担当） 県土マネジメント部次長をしております津風呂です。どうぞよろしくお願いいたします。

関係する次長、課長のご紹介をさせていただきます。桜井県土マネジメント部次長、砂

防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱です。

○桜井県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）
よろしくお願ひいたします。

○津風呂県土マネジメント部次長（技術担当） 六車道路管理課長です。

○六車道路管理課長 よろしくお願ひいたします。

○津風呂県土マネジメント部次長（技術担当） 岡部河川課長です。

○岡部河川課長 よろしくお願ひいたします。

○津風呂県土マネジメント部次長（技術担当） 以上です。よろしくお願ひいたします。

○大須賀まちづくり推進局次長（建築担当） まちづくり推進局次長の大須賀です。よろしくお願ひいたします。

関係課長ですが、建築安全推進課長の松本です。

○松本建築安全推進課長 よろしくお願ひいたします。

○大須賀まちづくり推進局次長（建築担当） 以上です。よろしくお願ひいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

なお、本日は、森本行政経営・ファシリティマネジメント課長に出席していただいておりますので、ご了承願ひます。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 よろしくお願ひいたします。

○山中委員長 次に、委員会の運営についてですが、5月27日の正副委員長会議で決定されました委員会等に関する申し合せ事項及び口頭申し合せ事項をお手元に配付しておりますので、後ほどお目通し願ひます。

次に、お手元に特別委員会の設置等に関する申し合わせを配付しております。この申し合わせでは、調査期間終了時にその成果を本会議で報告すること及び委員間討議の方法による議論を行うこととなっております。

それでは、お手元に配付しております総合防災対策特別委員会の運営についてを説明させていただきます。

1の所管事務及び調査・審査事務については、資料に記載のとおりです。

次に、2の委員会の運営についてですが、令和3年6月定例会までに調査・審査の結果を取りまとめることとして、委員会討議による議論も行いながら委員会を開催してまいりたいと考えております。

3の当面のスケジュールですが、来年、令和2年の6月定例会には中間報告を行いたい

と考えておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまの説明についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、当委員会は、そのように進めてまいります。

次に、事務分掌表、新規事業の内容、事業実施予定箇所資料を手元に配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

それでは、案件に入ります。

令和元年度主要施策の概要について、危機管理監、農村振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部次長、まちづくり推進局次長の順に説明願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告願います。

○杉中危機管理監 それでは、平成31年度危機管理監所管の事業について、新規事業や重点事業を中心にご説明いたします。

「平成31年度主要施策の概要」の1ページです。2、救急・周産期・災害医療体制の構築の(1)救急医療体制の充実の奈良県救急医療管制システム(e-MATCH)事業です。救急搬送を円滑に行うために、全消防本部及び県内の救急搬送病院に、搬送とその受け入れをマッチングするシステムを導入しており、その運用を行うとともにデータ分析を行い、搬送時間の改善を図るものです。

続いて4ページです。地域防災力・消防救急体制の充実と犯罪抑止及び交通事故防止対策の推進の1、地域防災力の充実の(1)自助・共助の推進です。県の防災体制強化のための計画策定・訓練の実施等については、防災体制を強化するため各種計画の策定や災害対応、国民保護などの訓練を実施するための経費です。事業内容欄の新規事業、奈良県地域防災計画改定事業ですが、平成30年7月豪雨等の災害から学んだ課題・教訓や、国の計画・法改正等を踏まえた改定を今年度を実施する予定です。新規事業、地域防災総合訓練事業については、災害発生時における関係機関の連携強化や体験・展示等による住民の防災意識を高めるための総合防災訓練を、今年度は8月31日に桜井市において実施する予定です。新規事業、国民保護共同訓練事業については、テロ等に対する国民保護体制の強化と国等関係機関との連携強化のため、事案の発生を想定した図上訓練を行っていきます。

次に、市町村の防災体制強化のための支援については、記載の訓練等を実施し、市町村の防災体制の強化を支援していきます。事業内容欄の新規事業、県・市町村災害対応能力

強化事業については、県と市町村が災害対応を迅速、的確に行えるよう、防災担当職員を対象とした図上訓練を実施いたします。新規事業、避難行動力向上事業については、地域住民の避難訓練を実施し、その結果を市町村と分析、共有して避難対策の改善を図っていきます。新規事業、受援体制強化事業ですが、災害時の受援対応等を迅速に行えるよう、県と市町村が共同で応援・受援の調整に関する図上訓練を実施していきます。

次に、新規事業、被災者生活再建支援基金拠出金です。自然災害により、住家が全壊、大規模半壊等の認定を受けた世帯を支援するために、国によって設けられた被災者生活再建支援制度に基づき、被災者生活再建支援基金へ、県の負担分を拠出するものです。

5 ページをごらんください。(2) 基盤整備の推進の陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業です。駐屯地の県内誘致の早期実現に向けて、引き続き国への提案、要望活動を実施するほか、誘致のための調査や県民向けのイベントを実施していきます。

7 ページをごらんください。奈良県耐震シェルター設置補助事業です。一般住宅における耐震シェルターの設置費用の助成を行う市町村に対して、国及び県が補助を行います。

次に、3、消防救急体制の充実です。事業については、8 ページの消防力強化支援事業です。火災発生時等の地域の安全・安心の充実に資するため、市町村が行う消防団車両等の整備に対して補助を行い、その計画的な整備を促進するものです。新規事業、消防団員加入促進事業です。大規模災害発生時には、地域の自助、共助が非常に重要になります。そのため、その担い手となる消防団への学生の加入促進を図るため、市町村や大学と連携して消防団のPRなど啓発事業を実施していきます。

平成31年度当初予算の事業に関する説明は以上です。よろしく願いいたします。

○小林農村振興課長 続いて、農林部農村振興課所管の主な事業についてご説明いたします。

同じ資料の6 ページをお願いいたします。1、地域防災力の充実、(2) 基盤整備の推進です。田んぼの貯留機能等活用促進事業では、安心・安全な地域農村の活性化を目指し、近畿大学と連携して食糧の生産のほかに、貯留する機能など、田んぼの有する多様な役割を検証、評価を行い、田んぼの活用を推進していきます。

9 ページの農畜産水産業の振興と農村の活性化のページにも再掲となっております。

17 ページをお願いいたします。農地防災事業(県営事業)では、ため池の改修、農地防災事業(団体営事業)では、ため池の防災対策調査に対する市町村への補助を行っていきます。農地及び農業用施設災害復旧事業では、災害復旧に対する市町村への補助を行っ

ていきます。

23ページをお願いいたします。さきの2月議会における補正予算として、農地防災事業（県営事業）では、ため池の改修工事、農地防災事業（団体営事業）では、ため池の氾濫解析に対し、市町村への補助を行っていきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○内田森林整備課長 続いて、農林部森林整備課に係る当委員会所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の17ページの治山事業です。山地災害からの復旧対策など、治山事業を行っていきます。

18ページの治山・林道関連単独事業では、市町村が実施する小規模林地崩壊地の復旧を支援するなど、国庫補助の対象とならない事業を行っていきます。民有林直轄治山事業費負担金は、規模が大きく高度な技術を要する箇所において、国が実施する治山事業に対して応分の負担をするものです。林道災害復旧事業から災害関連緊急治山事業までは、被災した林道、治山施設の復旧など、災害復旧事業を進めていきます。

続いて、23ページをお願いいたします。平成30年度2月補正予算の治山事業です。国の補正予算を活用して実施する治山事業です。

以上が農林部森林整備課関係の令和元年度主要施策の概要です。どうぞよろしくお願いいたします。

○津風呂県土マネジメント部次長（技術担当） 続いて、主要施策の概要のうち県土マネジメント部に関する事項についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをお願いいたします。Ⅱの1、（1）自助・共助の推進です。土砂災害防災訓練支援事業は、マップの作成、防災訓練に取り組む市町村の支援等に要する経費です。

（2）基盤整備の推進の道路災害防除事業は、道路のり面等の防災対策に要する事業です。大和川流域総合治水対策推進事業では、県管理の大和川支川において、河川改良や貯留施設整備等による総合治水対策を推進していきます。

6ページの直轄河川事業負担金ですが、紀の川の護岸整備、大和川流域における遊水地整備、紀の川山系における大規模土砂災害対策等、国直轄事業への負担金です。

河川情報基盤整備事業は、河川情報をリアルタイムに市町村等へ提供できるよう、河川情報システムの設計及び改修を行う経費です。

土砂災害基礎調査・指定推進事業は、土砂災害特別警戒区域、レッド区域等の指定に向けた基礎調査の実施等に関する経費です。

土砂災害・防災情報システム整備事業は、市町村や住民に災害警戒情報を迅速に提供する土砂災害・防災情報システムの改修に要する経費です。

砂防指定地等管理適正化推進事業は、砂防指定地の見直しや砂防指定地台帳の整備、衛星写真の購入及び解析による違反行為の把握等に要する経費です。

砂防指定地における行政代執行は、生駒市西松ヶ丘の砂防指定地において、行政代執行により実施した対策工事に係る斜面観測及び補償に要する経費です。

7ページをお願いいたします。耐震化の推進です。橋りょう耐震補強事業は、橋りょうの耐震補強等の対策に要する経費です。

10ページをお願いいたします。(4) 道路施設老朽化対策です。長寿命化推進計画に基づく橋りょう、トンネル等の補修、5年に1度の実施が義務づけられた橋りょう、トンネル等の定期点検、診断に要する経費です。

(5) 道路施設の維持管理では、道路の舗装補修、照明、ガードレール等のメンテナンス、除草、清掃、除雪といった維持管理や住民参加による維持管理への支援を実施していきます。

13ページをお願いいたします。(1) 河川の整備です。南部東部地域河川改良事業と、新宮川水系堆積土砂処分推進事業では、南部・東部地域において、紀の川等の河川改良、神納川の堆積土砂の除去を実施いたします。河川整備計画調査事業は、大和川水系の河川整備計画の進捗点検、河川環境の調査に要する事業です。

(2) ダム建設事業では、天理ダム、白川ダムのダム管理施設改良設計等を進めていきます。

(3) 砂防施設の整備ですが、通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業は、砂防堰堤をはじめとするそれぞれのハード対策に要する経費です。

14ページの(7) 河川・砂防施設の維持管理です。河川維持修繕、ダム施設維持修繕、砂防施設維持修繕は、河川堆積土砂の除去や除草、各施設の維持修繕に要する経費です。

15ページをお願いいたします。5、公共土木施設の災害復旧ですが、1つ目は、昨年の台風21号等、過年度に発生した災害による土木施設の復旧事業に要する経費です。2つ目は、平成31年度に災害が発生した場合の復旧費用として、あらかじめ枠取りしておくための経費です。3つ目は、国の採択基準に満たない小規模な被害の復旧に要する費用

です。

19ページをお願いいたします。道路施設維持修繕費（南部・東部）は、紀伊半島大水害により被災した箇所のうち、地すべりの兆候のある地区における二次的な災害を防止するための経費です。

県土マネジメント部所管の主要施策の概要については以上です。よろしくをお願いいたします。

○大須賀まちづくり推進局次長（建築担当） 主要施策の概要のうち、まちづくり推進局建築安全推進課所管分について説明いたします。

同じ資料の7ページをごらんください。住宅・建築物耐震対策事業です。住宅・建築物の耐震診断、耐震改修に対し補助を行う市町村に県が補助を行うものです。新規事業、既存ブロック塀等耐震対策補助事業です。地震等により倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の助成を行う市町村に対し、県が補助を行うものです。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○山中委員長 次に、6月定例県議会提出予定議案について、危機管理監、農村振興課長、森林整備課長、津風呂県土マネジメント部次長、桜井県土マネジメント部次長の順に説明願います。

○杉中危機管理監 「6月定例県議会提出予定議案の概要」をお願いいたします。所管の事業については、5ページをお開きください。新規事業、奈良県大規模広域防災拠点整備構想策定事業です。南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えて、奈良県、また紀伊半島においても中心地に位置する五條市において、消防学校を併設する2,000メートル滑走路つきの大規模広域防災拠点の整備構想を策定するための経費です。なお、事業期間の確保のため7,000万円の債務負担行為を要求しております。19ページにも再掲しております。

続いて、7ページをお願いいたします。奈良県防災行政通信ネットワークシステム改修事業です。平成31年4月に策定した奈良県緊急防災大綱の趣旨や平成31年3月に改定された国の避難勧告等に関するガイドラインを踏まえて、県民が主体的に避難行動がとれるように、従来の避難勧告や避難指示等に新たに5段階の警戒レベルを付して、危険度をわかりやすく示し、災害情報を充実するためのシステム改修経費です。

よろしくをお願いいたします。

○小林農村振興課長 令和元年度農林部農村振興課所管、奈良県一般会計補正予算（第1

号) について説明いたします。

同じ資料の14ページをお願いいたします。7、豊かな「都」をつくるの農地防災事業(団体営事業)です。防災重点ため池を選定するための調査やハザードマップの作成を早急に実施するための経費として補正予算をお願いするものです。

続いて、平成30年度農林部農村振興課所管一般会計予算繰越明許費について説明いたします。「平成30年度農林部所管一般会計予算繰越明許費繰越計算書」をお願いいたします。さきの2月議会において、繰越明許額として、県営ため池整備事業、ため池防災対策調査計画事業、農地及び農業用施設災害復旧事業について5億2,900万円余を認めていただいておりますが、その後の精算等により、平成31年度への繰越明許額は4億7,460万円となりました。これらは工法の検討や事業主体のおくれなどに不測の時間を要し、やむを得ず繰り越したものです。適切に事業の執行、進捗管理をすることにより、引き続き繰り越しの削減に努めるとともに、繰り越した事業について、早期完成に向け取り組んでいきます。

以上が6月定例県議会提出予定議案の農林部農村振興課所管に関する事項です。よろしくをお願いいたします。

○内田森林整備課長 続いて、農林部森林整備課に係る事項についてご説明いたします。

まずは、令和元年度奈良県一般会計補正予算についてご説明いたします。先ほどの提出予定議案の概要の資料にお戻りいただき、15ページをお開きください。県単独林道事業から民有林直轄治山事業費負担金までは、今年度当初の骨格予算に肉づけをする県単独事業です。市町村が実施する小規模な林道の改良や小規模な林地崩壊の復旧に対する支援、新宮川流域の緑化対策、治山事業の関係調査費などを計上しております。

続いて、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。「平成30年度農林部所管一般会計予算繰越明許費繰越計算書」をごらんください。農林部森林整備課に係る当委員会所管事項の繰越計算書についてですが、款、農林水産業費、項、林業費のうち、治山事業において5億200万円余の繰り越しです。款、災害復旧費、項、農林水産施設災害復旧費では、林道災害復旧事業において3億4,500万円余、林地荒廃防止施設災害復旧事業において7,200万円余を繰り越し、繰越額は合わせて9億2,000万円余となります。主な繰り越し理由については、平成30年の7月豪雨や台風20号等による災害復旧に対応するもののほか、国の補正予算に対応するため、昨年度の2月補正予算に計上したことによるもの、豪雨により現地の地形が変わり、工法検討に不測の

日数を要したことによるものなどです。いずれにしても、今後とも関係機関や地元との調整を図りつつ、繰り越し事業の早期完了に努めていきたいと考えております。

以上が農林部森林整備課関係の提出予定議案です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○津風呂県土マネジメント部次長（技術担当） 県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案についてご説明いたします。

同じ資料の6ページをお願いいたします。3、愉しむ「都」をつくるの直轄河川事業費負担金です。紀の川の護岸整備、大和川流域における遊水地整備、紀の川山系における大規模土砂災害対策等、国直轄事業への負担金です。大和川流域総合治水対策推進事業と、新規事業、奈良県平成緊急内水対策事業です。県管理の大和川支川において、河川改良や貯留施設整備等により総合治水対策を推進するとともに、喫緊の課題である内水被害の解消に向け、市町村との連携により適地に必要な貯留施設の整備を進めていきます。南部東部地域河川改良事業と新宮川水系堆積土砂処分推進事業です。南部・東部地域において紀の川等の河川改良、神納川の堆積土砂の撤去を実施していきます。通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業です。砂防堰堤をはじめとするそれぞれのハード整備に要する経費です。

7ページをお願いいたします。土砂災害基礎調査・指定推進事業です。土砂災害特別警戒区域、レッド区域等の指定に向けた基礎調査の実施等に要する経費です。砂防指定地等管理適正化推進事業です。砂防指定地の見直しや砂防指定地台帳の整備等に要する経費です。河川情報基盤整備事業です。河川情報をリアルタイムに市町村等へ提供できるよう、河川情報システムの設計及び改修を行う経費です。

10ページをお願いいたします。橋りょう耐震補強事業と道路災害防除事業です。橋りょうの耐震補強、道路のり面等の防災事業に要する経費です。道路施設老朽化対策事業です。長寿命化修繕計画に基づく橋りょう、トンネル等の補修に要する経費です。道路施設点検・診断事業です。5年に1度の実施が義務づけられている橋りょう、トンネル等の定期点検、診断に要する経費です。道路舗装補修事業です。路面の破損が進行し、安全な通行に支障を来す箇所の対策等に要する経費です。

19ページをお願いいたします。債務負担行為補正です。河川改良事業にかかる契約から河川情報基盤整備事業にかかる契約までで、いずれも事業の早期進捗を図るため債務負担行為を追加するものです。

28ページをお願いいたします。繰越計算書の報告についてです。これについては、別添資料「平成30年度県土マネジメント部所管一般会計予算繰越明許費繰越計算書」をごらんください。県土マネジメント部の一般会計繰越明許費については、さきの2月議会において、繰越明許額として189億4,400万円余を認めていただいております。その後、精算等により、平成31年度への繰越明許額は総額155億1,500万円余となりました。繰り越しの理由としては、地元関係機関等の調整に不測の事態を要したこと、あるいは土質調査等に時間に要したなど、工法検討に不測の事態を要したことを、主なものとして、やむを得ず繰り越しをしております。今後については、適正に事業の執行を進捗管理をすることにより、引き続き繰り越しの削減に努めるとともに、繰り越した事業については早期完成に向け、組織一丸となって取り組んでいきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案について説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○桜井県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

急傾斜地崩壊対策事業の市町村負担金について説明をいたします。

「6月定例県議会提出予定議案の概要」の27ページをお願いいたします。Ⅲ、契約等、1、市町村負担金の徴収についてですが、県土マネジメント部所管分は、急傾斜地崩壊対策事業です。これは、今年度に施行する当該事業について、利益を受ける市町村にその費用の一部を負担していただくもので、地方財政法第27条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。急傾斜地崩壊対策事業については、今年度、事業費10億5,200万円余りで事業を計画しておりますが、記載の31市町村に7,800万円余りの負担をお願いするものです。ご審議のほどお願いいたします。

○山中委員長 次に、危機管理監から奈良県緊急防災大綱について、桜井県土マネジメント部次長から奈良県土砂災害対策施設整備計画の概要について報告を行いたいとの申し出がありましたので報告願います。

○杉中危機管理監 それでは、奈良県緊急防災大綱についてご報告をいたします。

資料1-1により説明いたします。なお、資料1-2は奈良県緊急防災大綱の全文です。平成30年7月豪雨によりもたらされた甚大な被害を教訓として、奈良県で同じような豪雨が発生しても犠牲者を出さないよう、県民の命を守る取り組み、備えを着実に実施するための防災対策の検討を行い、このたび奈良県緊急防災大綱として取りまとめを行いました。

た。災害に対する備え、または発生した場合の行動として、留意すべきポイントや地域におけるベストプラクティスを具体的に示したものです。この大綱を策定するに当たって、昨年実施した県・市町村長サミットにおいても議論を行い、また、それ以降も情報提供や意見照会、住民避難訓練などの取り組みに係るヒアリングや視察などを通して市町村と一緒に作り上げたところです。

それでは、概要を資料1-1に基づきご説明いたします。平成30年の7月豪雨は200名を超える死者を全国でもたらしましたが、被害が大きくなった要因として、自分だけは大丈夫といった住民の方の思い込みや居住地の災害リスクに対する理解不足などがあったと考えられております。そのため、1つ目の論点、減災ですけれども、命を守る行動と命を守る備えを掲げております。命を守る行動としては、まず、多様な情報伝達手段を用いて適切に住民に災害情報を発信する必要があります。危機感が伝わるような情報発信を行い、地域住民同士の声かけといった行動につなげることが重要であるということをお示ししております。次に、命を守る備えですが、地域防災力の向上を掲げ、平時から自分たちが住んでいる地域の災害リスクを住民自身が理解していただくことが重要であり、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域などを周知徹底するほか、防災教育や啓発を進めていくことが必要です。避難体制の強化として、被害が発生する前に速やかに避難ができるよう住民参加による具体的災害を想定した避難訓練の必要などを挙げております。また、市町村の参考となる住民の避難行動や災害に対する備えについて、先進的な取り組みを紹介し、県内全体の底上げを図っていきたいと考えております。

2つ目の論点は、災害発生抑制です。洪水浸水想定区域の見直し指定や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進め、住民の避難行動に結びつける取り組みを推進するほか、奈良県平成緊急内水対策や奈良県土砂災害対策基本方針に基づく整備を着実に進めることとしております。

最後に、さらに心得るべき点として、南海トラフ地震等の大規模災害を想定し、大規模広域防災拠点の整備を図るなど、防災対策の強化を図るなどの取り組みを進めていきます。

このたび策定した大綱の内容については、今年度改定予定の奈良県地域防災計画に反映したいと考えております。防災対策の検討には終わりはありません。今後も市町村と議論を深め、一層連携を強化し、県と市町村が一体となって県民の大切な命を守るための備え、取り組みを進めたいと存じます。以上で報告を終わります。

○桜井県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

資料「奈良県土砂災害対策施設整備計画（案）の概要」に基づきご報告いたします。平成31年4月に、水害・土砂災害から命を守る行動、備えの取り組みを、奈良県緊急防災大綱として取りまとめたところです。大綱では、土砂災害特別警戒区域、通称レッド区域での避難所等の保全対策が位置づけられています。しかし、これまでレッド区域の指定を進めてきましたが、レッド区域内で多くの避難所等の存在が明らかとなり、避難に支障を来すことが懸念されます。レッド区域は法律で定義づけられており、土石流、崖崩れにより建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれが極めて高い区域と定義づけられております。避難所がレッド区域内にあるという実態、さらに平成23年の紀伊半島大水害、昨年（平成30年）7月豪雨といった近年の土砂災害を教訓に、とにかく避難所の保全が最重要であり、住民の命を守る行動、命を守る備えを支える真に必要な対策を推進するため、今年度から5カ年を予定しておりますが、奈良県土砂災害対策施設整備計画を策定するものです。

策定スケジュールとしては、2月議会で骨子案をご報告しましたので、今回の6月議会で整備計画案の概要をご報告します。その後、7月から8月にパブリックコメント及び市町村長の意見聴取を行います。そして、9月議会で整備計画案を付議というスケジュールで考えております。

奈良県土砂災害対策施設整備計画案とありますが、これは後ほど説明いたします。これまで、奈良県はソフト対策として、県、市町村、住民が連携した警戒避難体制の整備を進めてきました。土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定、土砂災害・防災システムによる防災情報の提供、住民による防災マップづくり、市町村のハザードマップづくりの支援を進めてきました。また、ハード対策としては、平成22年から奈良県土砂災害対策基本方針に基づく土砂災害に対する抑止力の強化を図ってきており、崩落やその兆候が見られる箇所、あるいは代替性のない避難所及び24時間利用の要配慮者利用施設の整備を進めてきたところです。

ところが、課題として、先ほど申し上げたとおり、レッド区域内に24時間利用の要配慮者利用施設や避難所が多数存在するということがわかりました。そのほとんどが安全な代替施設の確保が困難となっております。平成30年7月豪雨でも人的被害の約9割は土砂災害警戒区域等で発生しており、その中でもレッド区域内では約3割の家屋が全壊という調査結果もあります。さらに、2番目の課題として、平成23年紀伊半島大水害では、緊急輸送路である国道168号が被災し、救護活動が妨げられました。3番目の課題とし

て、昨年7月豪雨では土石流により、現行技術基準に達しない古い砂防堰堤が決壊し、多数の人的被害が生じたこともあります。また、崖崩れより土石流のほうがエネルギーというか、規模も大きくなりますので、人的被害が多かったという調査結果もあります。教訓も得られています。

こういったことを踏まえて、主な整備箇所については、まず重点的に実施する内容として、先ほどの1番目の課題に対応し、ソフト対策による避難行動の安全を確保するということを重点的に考えていきたいと思えます。主な整備箇所としては、レッド区域内の老人ホーム、学校、病院などの要配慮者利用施設、あるいは避難所については土石流による被害が想定される箇所を優先して進めていきたいと思えます。現在事業中の箇所としては、砂防が7カ所、急傾斜が9カ所あり、これらに対してこの5カ年の目標として、砂防が5カ所を完了、急傾斜地が4カ所を完了させる予定としております。2番目の課題に対応するものとして、避難行動や救護活動にかかせない緊急輸送路の保全を図っていきます。これはアンカールートを最優先で考えております。現在事業中の箇所はありませんが、今回の調査を踏まえ、該当する箇所は早期着手を図っていくことを目標としております。3番目の課題に対応するものは、砂防施設の老朽化対策です。土石流発生時に甚大な被害が生じるおそれのある老朽化砂防堰堤を現行基準に達するように改良するとともに、土石流と一緒に流れてくる立木を効果的に捕捉できるように改良していきます。現在事業中の箇所はありませんが、目標としては、対象砂防堰堤全箇所の対策を完了予定としております。その他避難所になり得るような、地域交流・活性化の拠点となる施設も、随時保全を図ってきたいと思えます。なお、目標はあくまでも現在事業中の箇所の事業完了です。今後砂防事業として議会の承認をいただき、また国の新規採択をいただいたら、そういったものを踏まえながら毎年更新をしていきたいと考えております。

今後の取り組みの2番目として、客観的な情報に基づいて見える化にも取り組んでいきます。新規採択箇所は毎年公表していきます。また、新規採択時の評価や計画の進捗状況の公表も図っていきます。

今後の取り組みの3番目として、継続的なマネジメント、PDCA活用です。効果の検証・改善による整備計画の見直しも必要に応じて図っていきます。また、事業の見通しに関して評価を実施し、計画の見直しを行うなど、事業マネジメントの充実も図ってきたいと思えます。

以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山中委員長 ただいまの説明、報告、その他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○尾崎委員 県有施設の耐震化についてお伺いしたいと思います。

昨年来、県有施設の耐震不足の問題については、マスコミや県民を巻き込んで活発な議論が行われたことは承知しております。残念ながら、新人の小村委員と私は当時現職ではありませんでしたので、改めてこれまでの経緯と今後の取り組み状況についてご説明をいただきたいと思います。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 県有施設の耐震性の確保については、県有建築物の耐震改修プログラムに基づき、これまでも順次取り組みを進めてきており、耐震化率については、平成19年に60%であったものが平成30年には90%と大幅に改善しているところです。一方で、近時、その安全性について関心が高まっていることを踏まえ、本年2月に庁内に部局横断の県有施設等耐震検討チームを立ち上げ、県有施設全体の耐震対策について検討を進めているところです。これまでに3回にわたりチーム会議を開催し、合計32棟の建物について、建築構造の専門家から耐震診断書をもとにどの部分が弱いのか、どのような応急補強策が考えられるのかなどについてお聞きし、また、地震防災の専門家には避難経路等についてご意見を伺い、施設所管課において当面の対応を決定し、チーム会議で情報共有をしているところです。具体的には、応急補強10棟、耐震改修・応急補強実施のための設計4棟、応急補強のための詳細調査・設計や対応案の策定等が6棟、耐震改修工事の前倒し等が2棟などを行うこととしております。さらに、地震防災の専門家のご意見を踏まえ、避難経路について危険箇所を避けた動線などに見直し等を行っているところです。また、耐震未診断の施設についても、利用者の安全・安心の確保の観点に立ち、引き続き使用し続けていくものについては、原則耐震診断を行うこととしております。これらの対応のうち早急に対応が必要な事業費については、通常予算で対応するほか、今般の6月補正予算に2億41万9,000円の予算をお願いする予定です。残る施設についても、順次対応を検討する予定ですが、引き続き県民の安全・安心の確保を最優先に考慮しつつ、県民の利便性、快適性の向上に資するよう取り組んでいきたいと考えております。なお、最終的な目標は耐震性能の確保です。耐震検討チームの取り組みに加え、耐震化率95%の目標達成に向けて、耐震改修等も引き続き取り組んでまいり所存です。以上です。

○尾崎委員 今の説明にはなかったと思いますが、実は、県有施設の耐震化の状況につい

ては、10年以上前、平成20年3月、県有建築物の耐震改修プログラムというのが策定されていたようです。毎年度実績に基づいて丁寧に更新されていました。何が言いたいかといいますと、耐震不足のデータは毎年欠かさずホームページ等で公表されていたという事実があるということです。私は、平成19年に初当選ですので、その翌年からこのプログラムが始まって、耐震不足があった事実を知らないでは済まされない立場にあったと思います。当然そのことを執行部が積極的に県民にわかる形で公表していなかったことは責めるべきポイントではあると思いますが、財政のバランスに配慮する責任もある執行部だけが責め続けられる姿勢には私は全く共感ができません。耐震改修が必要な79棟と耐震診断が必要な106棟について、可能な限り早急に対応していただき、一刻も早く県民の皆さんに安心して使用していただけるように、強く要望して質問を終わります。以上です。

○池田委員 自由民主党の池田慎久です。数点にわたって質問をいたします。

今期、総合防災対策特別委員会が新たに設置されました。所管事項については、防災力の向上及び県土の強靱化に関する事、調査並びに審査事務については、奈良県国土強靱化地域計画に関する事、地域防災計画の推進に関する事、治水対策・土砂災害対策等の推進に関する事です。特に昨今、想定外の非常に大きな災害等が毎年全国各地で起こっており、そういう意味では他人事ではないというのは、我々も住民の皆さんも一致した心配の種だと思っております。そこで、先ほどもご説明がありましたけれども、県民の命を守る、安心・安全に快適に暮らしていける環境をつくるために数点質問をいたします。

まず初めに、土砂災害特別警戒区域の指定についてです。現在、奈良県内において、指定はどれぐらい進んでいるのでしょうか。また、私の選挙区である奈良市について、指定の状況と今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思っております。

○桜井県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

現在の奈良県内における土砂災害特別警戒区域の指定の状況です。現時点で、およそ県内で9,800区域の土砂災害特別警戒区域の指定を想定しておりますが、5月末時点で7,021カ所の指定を終えております。今後、所定の手続を終えて、今年度中には土砂災害特別警戒区域の指定を終了させることを目標としております。

次に、奈良市内では急傾斜・土石流を対象とした土砂災害警戒区域が869区域あり、そのうち661区域が公表済みで、残りの208区域についても6月末の公表を目標にしております。これは、土砂災害警戒区域でして、この中で今後しっかりチェックをして、土砂災害特別警戒区域はおよそ800カ所前後になるものと現在考えております。以上で

す。

○池田委員 ありがとうございます。

奈良市においてですが、急傾斜地・土石流の関係で800カ所ということで、今月末には全て公表され、そのあと手続を経て指定が完了されると伺っております。先ほど冒頭に申しましたように、大切な命を守るということですので、これをもとに土砂災害対策施設整備計画なども、これから進めていかれるということですが、特にそういった備えをしっかりとやっていけるようにハード対策を計画的にやっていただきたい。そのためには予算の確保は大変重要だと思います。大きなお金になると思いますけれども、単独事業でやっていただいているものもありますし、補助を取りに行っているものもありますけれども、全国各地であってはならないことで、あってほしくないことですが、大きな災害があると、そちらに予算が流れてしまって、なかなか補助がつかないということですが、それでも単独でやろうと県ではしていただいております、本当に感謝を申し上げたいと思います。繰り返しになりますが、計画的かつ速やかに予算の確保とともに進めていただくことをお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それから、2つ目に平成29年と平成30年の台風被害からの復旧状況についてお尋ねしたいと思います。ことしの2月議会の一般質問で取り上げさせていただき、まだ復旧が全て終わっていないという現状が明らかになりました。そのような中で、今後の見通しについてどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○六車道路管理課長 平成29年、平成30年の台風からの復旧状況のことです。

平成29年、平成30年の台風による道路の被災箇所については、平成29年が81カ所、平成30年が45カ所、合計126カ所ありました。災害復旧事業によって順次工事をしております。現段階で工事が完了したのは全部で85カ所です。残りの41カ所については、現在工事中のものが27カ所あります。残りの14カ所については、入札手続もしくは入札準備に取りかかっている状況です。以上です。

○池田委員 いずれにしても、道路が寸断されていると、通常通れる道が通れないということですから、大きく迂回を余儀なくされ、生活において、あるいは通勤、通学において長期間にわたって支障を来しているわけです。今はもう最終段階に入っているということですが、できるだけ早く復旧できるように、引き続きご努力をお願いしたいと思っております。

続いて、同じく2月議会の一般質問で問題提起をさせていただいて、山田県土マネジメ

ント部長から非常に前向きなご答弁をいただきました。県が管理をしている3桁の国道や、県道の上に両サイドの沿道の樹木が覆いかぶさっていて、通行に非常に支障を来している、あるいは危険であるといった問題について、山田県土マネジメント部長から建築限界という道路面から上空4.5メートルの空間は、しっかりと県の責任で伐採をしていくという前向きな回答をいただいたところです。これについてお尋ねしたいわけですが、道路延長も非常に長いですし、実際に私が日常的に通っているところだけでも、あるいは奈良市、山添村だけでも非常にたくさんの箇所があり、すぐにすかつとした道路にできるとはなかなか考えにくいわけでありますけれど、毎日通行されておられて、大型車両、観光バス、トラック等々も通る中で、非常に危ないということは日常的な状況です。なかなか短期間では全てを処理することはできないと思いますけれども、ぜひ計画を立てて、順次進めていくというのが大切であろうと思っております。現在どのようになっているのか、また今後どのように進めていくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○六車道路管理課長 支障になっている枝木の今後の展開です。2月議会でも、積極的に道路空間を確保していくと答弁いたしました。現在、まず職員でパトロールして、見つけたところについてはすぐに職員の手で対応するようにしております。例えば奈良土木事務所においては、順番で言えば、緊急輸送道路をまずはパトロールしながら、支障となる枝木を払っていただいています。それと大型車の混入率が比較的高いところも、上のほうに木がたくさんひっかかってしまいますので、その分についても行っています。ただ、職員が対応困難なところはたくさんあります。それについては発注で対応しており、特に緊急性の高いところ、当たると危ないと感じられるところについては、6月末ぐらいまでには完了したいと思っております。よろしく申し上げます。

○池田委員 確かに予算に限りもありますので、全てをすぐにはできないとは思いますが、今ご説明いただいたようにパトロールをして、職員の皆さんがみずから汗をかいて枝木を払っていただいたり、高いところについては、業者発注ということで、それについても今月中には一定進めていただけるということです。まさか今年度はこれで終わることはないと思っておりますが、できるだけ予算を確保して、台風の時期までには第2弾として、さらに快適な道路空間の確保をしていただきますようお願いして質問を終わりたいと思っております。以上です。

○小林（照）委員 私も質問いたします。3月ごろに新聞報道があり、県内の跨線橋は131カ所と聞いていますけれども、8割近くが未修繕ということでした。これについて、

県としてはどのように取り組んでおられるのかお聞きしたいと思います。

○六車道路管理課長 跨線橋の老朽化対策についてご質問をいただきました。

跨線橋の修繕工事といいますのは、鉄道事業者と協力をして、計画的かつ効率的に進める仕組みが必要となっております。そのために国、県、市町村、高速道路会社、鉄道事業者から構成される奈良県道路鉄道連絡会議を設立し、円滑な事業進捗に取り組んでいるところです。ご質問のありました跨線橋131カ所のうち、点検結果に基づき修繕不要な橋が20カ所、修繕済みのところが8カ所、残りが103カ所で、計8割が未修繕となっており、そのように新聞記事に掲載されていたと思います。県が管理する跨線橋については34カ所あり、点検の結果、Ⅰ判定が2カ所、Ⅱ判定が25カ所、Ⅲ判定が7カ所、Ⅳ判定はありませんでした。Ⅰ判定は、健全な状態で、構造物の機能に支障がない状態です。Ⅱ判定は、構造物の機能に支障がない状態ではありますが、予防保全の観点から処置を講ずることが望ましい状態と判定されているものです。Ⅲ判定は、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に処置を講ずるべき状態という評価で、県では、まずⅢ判定となった橋りょうから対策に取り組んでいるところです。現在、Ⅲ判定が7カ所ありますが、工事中のものが1カ所、設計及び鉄道事業者との協議中のものが3カ所あり、協議が調えば工事に着手する予定です。残る3カ所については来年度以降に順次対応していく予定です。鉄道事業者と十分に協議しながら進めていくというのが私たちの方針です。よろしくをお願いします。

○小林（照）委員 わかりました。国と市町村のものが14カ所になると思うのですけれど、県として、そのことに対してはどのようにお考えでしょうか。

○六車道路管理課長 市町村のほうについても、Ⅲ判定のものから順次していくべきではないかと、指導ではないですが、相談を持ちかけているところです。

○小林（照）委員 わかりました。今、進めていただいているということですので、やはり安全にと思いますので、これからもぜひよろしくお願いします。

次にお尋ねしたいのは、きょう報告をいただいた奈良県緊急防災大綱にありました大規模広域防災拠点です。大規模広域防災拠点に、2,000メートルの滑走路はどうして必要なのでしょうか。お尋ねをいたします。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 大規模広域防災拠点において、2,000メートルの滑走路がどうして必要かというお尋ねです。

南海トラフ巨大地震等、大規模な災害が発生した場合、県内外から大量の人的及び物的

支援を受けて、被災者の方々などを迅速に支援することが必要となります。東日本大震災の時の話ですけれども、2,000メートルの滑走路を有する山形空港など、内陸部にある空港が果たした役割を踏まえて、大規模災害が発生した際には、回転翼航空機、いわゆるヘリコプターだけではなく、救援の人的・物的支援のため、物資を持ってきていただくという観点から、自衛隊の輸送機が発着できる2,000メートルの滑走路はぜひ必要と考えております。以上です。

○小林（照）委員 支援に各方面から来られるわけですが、沿岸部などに行くのには、大阪回りで行くか、あるいは十津川村の山の中、アンカールートですけれども、そこを通ることになるか、どちらにしても非常に時間がかかると思うのです。物資のことは言われましたけれども、避難者が来られる場合でも陸路が非常に中心になるのではないかと。資料に物資とありますけれども、支援体制も含まれておりますから、ずっと言われておりますように、アンカールートが一番必要になってくるのではないかと。それもまだ整備が未完成の状態ではないかと思っておりますが、そちらの整備が先ではないかと思うわけです。

それから、予算の問題です。これは奈良県大規模広域防災拠点整備構想策定事業ですけれども、結局2,000メートルの滑走路をつくるということになっておりますが、相当予算がかかると思うのです。航空機の離発着には管制塔や附属施設が必要になってきますから、もっとお金が必要になるのではないかと、これは将来空港ということも視野に入っているのかと思います。それよりも、恐らく陸上自衛隊の継続的な誘致にも関係して、条件を調えるということかと思うのですけれども、いずれにしても避難をされている方、救援物資、救援に来られる方の体制の整備ということになりますと、被災地域の孤立や物資輸送の救援活動ルートの分断を防ぐためには、今必要なのはアンカールートの整備であり、これが優先されるべきではないかと思うのです。この点については、いかがお考えでしょうか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 小林委員お述べのように、アンカールートの必要性は同じように考えております。一方、五條市の2,000メートル滑走路つき大規模広域防災拠点ですが、まずは県外から大量に救援物資をここに運んでいただき、それから京奈和自動車道の五條インターチェンジから県内に分散して支援物資や支援人員を分散していくということになります。一方、南海トラフ地震が起こると、巨大津波がやってくると想定されております。和歌山県、三重県の湾岸部については、津波による被害も想定

されているところです。この大規模広域防災拠点で、2,000メートルの滑走路を持つことにより、県外から大量の人員物資を運んでいただき、そこからヘリコプターで和歌山県や三重県の避難所に人的・物的支援を送ることを想定しています。以上です。

○小林（照）委員 アンカールートも大事だとおっしゃったのですが、私はアンカールートを整備をすることのほうが優先ではないかと。物資を運ぶにしても人が来るにしても、地理的な条件などを見ると、アンカールートのほうがまずは必要ではないかと。まだ管制塔や附属施設が必要になるのではないかと思いますけれども、空港並みの設備が必要になってくると思います。そうなれば多額の予算がかかることになってきます。そういう意味で、この2,000メートルの滑走路は、今は必要ないのではないかと思いますので、これは意見ですけれども、主張しておきたいと思います。

もう1点は、消防学校の整備については、大規模広域防災拠点の検討の中でどのように進んでいるのでしょうか。お尋ねします。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 大規模広域防災拠点の中で、消防学校の整備に関する検討をどのように進めているのかということです。

これまで本会議等での答弁にもありますように、消防学校として必要な機能である消防用資機材や、体育館などを災害時の支援活動に役立てるため、大規模広域防災拠点に消防学校を併設する検討をこれまでから進めてきております。今後2,000メートルの滑走路を併設した拠点の整備構想を策定することになりますが、その際に当たっても引き続き同様の検討をしていきたいと考えております。以上です。

○小林（照）委員 従来から主張しているのですが、消防学校は大変老朽化しており、本当に大規模広域防災拠点の事業の中でも拠点になる施設だと思いますので、優先して具体化していただきたいと意見を申し上げて質問を終わります。

○井岡委員 先ほど尾崎委員から質問のありました県有施設の中には、県立高等学校などの教育委員会所管の施設も含まれるのかお尋ねします。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 説明がなくて申しわけありません。本年2月に立ち上げた県有施設等耐震検討チームの検討対象施設には教育委員会所管の分は入っておりません。教育委員会については、それ以前から高等学校等の耐震について検討がもう既に進んでおりましたので、それを除く県有施設について検討対象にしているものです。以上です。

○井岡委員 今回、森本行政経営・ファシリティマネジメント課長が臨時に出席されてお

りますが、各派連絡会で言いますけれども、自由民主党は新人議員が多いので、所管の担当課長に臨時に出席を求める場合は事前に委員長の許可は要りますけれども、担当理事者を呼んでいるということを事前に各委員にも言っていただきたい。事務局にも通達をお願いしたいと思います。以上です。

○山中委員長 ほかになれば、これで質疑等を終わります。

それでは、これもちまして、本日の委員会を終わります。